

平成 29 年 3 月 7 日
水管理・国土保全局防災課

激甚災害指定に伴う国庫負担の嵩上げ措置を行います

国土交通省は、所管する公共土木施設の災害復旧事業について、基準に該当した 1 県 62 市町村^{※1} に対し、激甚災害（激甚災害 2 災害及び局地激甚災害 2 災害）^{※2} に対処するための特別の財政援助として、3 月 10 日に国庫負担の嵩上げ措置について通知する予定です。

○国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担の嵩上げ額〔試算〕

激甚災害 特例対象事業費	通常の国庫負担額 (平均国庫負担率)	特別財政援助額	嵩上げ後の国庫負担額 (嵩上げ後の平均国庫負担率)
約 2,400 億円	約 1,744 億円 (0.743)	約 238 億円	約 1,972 億 7 千万円 (0.862)

※一部未査定の箇所もあるため、H29.3.7 時点の暫定値

(参考)

※1. 別添のとおり

※2. 平成 28 年に発生した災害のうち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（内閣府所管）に基づき、以下の災害が公共土木施設等に係る「激甚災害」として政令により指定。

○激甚災害

・熊本地震【平成 28 年 4 月 14 日・16 日】

(1) 閣議決定:4 月 25 日 公布・施行:4 月 26 日

・台風 7 号、11 号、9 号及び 10 号【平成 28 年 8 月 16 日～9 月 1 日】

(1) 閣議決定:9 月 16 日 公布・施行:9 月 23 日

○局地激甚災害

・梅雨前線【平成 28 年 6 月 6 日～7 月 15 日】

(1) 閣議決定:8 月 15 日 公布・施行:8 月 18 日

熊本県 <美里町、産山村、御船町、甲佐町、山都町>

宮崎県 <五ヶ瀬町>

(2) 閣議決定:3 月 7 日 公布・施行:3 月 10 日予定 ※対象地域の追加

宮崎県 <諸塚村>

鹿児島県 <十島村>

・台風 16 号【平成 28 年 9 月 17 日～21 日】

(1) 閣議決定:10 月 21 日 公布・施行:10 月 26 日

鹿児島県 <垂水市>

(2) 閣議決定:3 月 7 日 公布・施行:3 月 10 日予定 ※対象地域の追加

高知県 <三原村>

なお、激甚災害制度の概要については、下記の内閣府ホームページをご参照下さい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/seido.pdf>

問合せ先

水管理・国土保全局防災課 企画専門官 戸田
災害統計係長 長澤代表 03-5253-8111 (内線:35-712、35-754)
直通 03-5253-8458
FAX 03-5253-1607